



感染の地理的拡大が見られる。全国的・地域的リスクは非常に高いが、国際的リスクは引き続き低いと考えられる。ゴマ市には国際線のある空港があることから、ゴマ市における症例については懸念を有すべき。

(4) 上記を踏まえ、委員会として「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC) を宣言する。症例発生国に対しては地域社会の関与・参加、国境や主要道路におけるスクリーニング、国連ほかパートナーとの協力強化を、周辺国には輸入症例を発見し対処する用意を整えるよう勧告を行う。その他の国においては、渡航や通商制限、あるいは空港等における入国スクリーニングは不要と考えられる。

○WHOによるPHEIC宣言 (英文)

<https://www.who.int/ihr/procedures/statement-emergency-committee-ebola-drc-july-2019.pdf>

## 2 渡航に当たっての注意

(1) エボラ出血熱は、致死率が非常に高い極めて危険な感染症で、主として感染者の体液等 (血液、分泌物、吐物・排泄物) に触れることにより感染します (詳細は以下3参照)。

(2) コンゴ民主共和国及びその周辺国への渡航・滞在にあたっては、感染が拡大する可能性があるため、最新情報の入手に努め、十分注意して下さい。また、現地で十分な医療が受けられない恐れがありますので、症例が発生している場所には近付かないでください。

## 3 エボラ出血熱について

エボラ出血熱は、エボラウイルスが引き起こす、致死率が高い極めて危険な感染症です。患者の血液、分泌物、排泄物などに直接接触した際、皮膚の傷口などからウイルスが侵入することで感染します。ヒトからヒトへの感染は、家族や医療従事者による患者の看護や葬儀の際の遺体への接触を通じて起きることが報告されています。

現在、安全性や有効性が確立された予防のためのワクチンや治療薬は存在せず、治療は対症療法が基本となります。潜伏期間は2日から21日 (通常は7日程度) で、発熱・悪寒・頭痛・筋肉痛・食欲不振などに始まり、嘔吐・下痢・腹痛などの症状があります。更に悪化すると、皮膚や口腔・鼻腔・消化管など全身に出血傾向がみられ、死に至ります。

エボラウイルスの感染力は必ずしも強くないため、アルコール消毒や石けんなどを使用した十分な手洗いを行うとともに、エボラ出血熱の患者 (疑い含む) ・遺体・血液・嘔吐物・体液や動物に直接接触しないようにすることが重要です。

エボラ出血熱に感染しないよう、以上を参考に感染者が発生している地域に近付かないようにし、感染者又は感染の疑いがある人との接触は避け、野生動物の肉 (bush meat やジビエと称されるもの) を食さないなど、エボラ出血熱の感染予防を心がけてください。

(参考)

○厚生労働省検疫所

<http://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name48.html>

○国立感染症研究所：「エボラ出血熱とは」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/342-ebola-intro.html>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5367

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在コンゴ民主共和国日本国大使館

住所：372, Avenue Colonel Mondijiba, Concession Immotex, Ngaliema, Kinshasa,  
Republique Democratique du CONGO

電話：081-555-4731～34 (代表)

国外からは (国番号 243) 81-555-4731～34

緊急用電話：081-880-5059

国外からは (国番号 243) 81-880-5059

ホームページ：[https://www.rdc.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.rdc.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)